

「21」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三(五) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1 法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係係連通法人税編 65の7(2)①(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合又は連結法人が取得した買換資産たる土地等について租税特別措置法関係係連通連結納税の78(2)②(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合には、それぞれ次のとおりです。

①「15」欄は、その建物、構築物等の建設する年月日を、「16」欄は、その建物、構築物等の事業供用予定年月日を、「17」欄は当該建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日を、それぞれ記載します。

②「その他参考となる事項」欄は、その建物、構築物等の建設工事の完了予定が当初の予定から遅延する場合に、その理由などを記載します。

2 1の場合には、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に、本別表を添付してください。

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1						譲渡の日を含む年度の事業年度	
	同上の資産の取得年月日		2	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平	平	
	譲渡した資産の所在地		3						計	
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日		5	平	平	平	平			
	対価の額		6	円	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	7							
		譲渡に要した経費の額	8							
		計 (7) + (8)	9							
差益割合		10								
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11							
	取得した買換資産の所在地		12							
	取得年月日		13	昭平	昭平	昭平	昭平	昭平		
	買換資産の取得価額		14	円	円	円	円	円	円	
	事業の用に供した又は供の見込みの年月日		15	平	平	平	平	平		
	買換資産の取得価額等	買換資産が土地等の取得価額等	16	平	平	平	平	平		
		(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	平	平	平	平	平		
		取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19							
取得価額		20	円	円	円	円	円	円		
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		21							
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22							
		圧縮基礎取得価額(14)又は(20)と(22)のうち少ない金額	23							
		買にあ取換取得価額を合算した前期末の圧縮限度額	24							
		前期末の帳簿価額	25							
	圧縮基礎取得価額	26								
	圧縮限度額	27								
	圧縮限度超過額	28								
	対価の額の残額の計算	対価の額の合計額(6の計)		29	円					
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		30								
特別勘定の対象となり得る金額(29) - (30)		31								
翌期繰越額の計算		特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額(36)と(38)のうち少ない金額	32							
		同上のうち前期末資産の取得に充てようとする金額	33							
		当期中において取得に充てようとする金額	34							
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額(32) - (33) - (34)	35							
特別勘定に経理した場合		特別勘定に経理した金額		36						円
		繰入限度額の計算	(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	37						
	繰入限度額		38							
	繰入限度超過額		39							
	当初の特別勘定の金額(36) - (39)		40							
	翌期繰越額の計算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	41							
		当期中に益金の額に算入すべき金額	42							
		期末特別勘定残額	43							
(40) - (41) - (42)										

その他参考となる事項

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00359	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00549	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00550	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		00551	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		00552	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		00363	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00236	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		00422	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		00364	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (平成29年旧措置法第2号該当)	「平成29年旧措置法第65条の7第1項」、「平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00360	
農用地区域内にある土地等の買換え (平成29年旧措置法第7号該当)		00235	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」若しくは「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成26年旧措置法第65条の9」	00557	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条の7第9項」、「平成29年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成26年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成26年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の9」又は「平成26年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「36」欄の金額 (「38」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え (第3号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え (第4号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第5号該当)		00369	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え (第6号該当)		00255	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え (第7号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え (第8号該当)		00370	
市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え (平成29年旧措置法第2号該当)	「平成29年旧措置法第65条の8第1項」、「平成29年旧措置法第65条の8第2項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00366	
農用地区域内にある土地等の買換え (平成29年旧措置法第7号該当)		00254	

※ 「第65条の8第2項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。